

関係機関長 殿

沖縄県病害虫防除技術センター所長
(公 印 省 略)

病害虫発生予察技術情報について

令和7年度病害虫発生予察技術情報第1号を発表したので送付します。

令和7年度病害虫発生予察技術情報第1号

セグロウリミバエのまん延防止について

令和6年3月に名護市でセグロウリミバエ (*Bactrocera tau*) がトラップに誘殺されたことから、沖縄県としては21年ぶり、沖縄本島では初確認となりました。令和7年3月末までに本島北中部の14市町村においてトラップでの誘殺を確認し、うち9市町村でウリ科果実への寄生を確認しています。令和7年4月14日から植物防疫法第17条にもとづき緊急防除が実施され対象植物の果実の移動制限およびテックス板の設置等が行われています。セグロウリミバエは、多くの生果実を加害することが報告されていることから、沖縄県内でまん延すると農作物に大きな被害を及ぼす恐れがあるため、防除へのご協力をお願いします。

1 形態および生態

(1)成虫は体長約8～9mm。近縁種のウリミバエ^{*}やミスジミバエの様な翅の黒斑は無い(図1)。

※県内で確認されるウリミバエは、再侵入防止のため放飼している不妊虫で、農作物への被害はありません。

(2)幼虫は体長7.5～9.0mm。果実内で発育し、老熟すると果実から脱出して土中で蛹化する。

2 被害

(1)本種は、主にウリ科植物の生果実を加害することが知られている(図2、3)。主な寄主はウリ科(カボチャ、ヘチマ、ゴーヤー、トウガン、スイカ、メロン、キュウリ等)で、その他トウガラシ、トマト、グワバ、インゲン、ピタヤ、パパイヤ等にも寄生することが報告されている。

(2)本種は、幼果から熟果まで広い生育段階の果実に産卵する。幼虫は果実内部を食害することにより、商品価値を著しく低下させる。果実の外観から寄生が確認できない場合もある。

3 防除対策

(1)寄生果および寄生の疑いがある果実は、適切な方法で処分する(例:丈夫なビニール袋に入れガムテープでしっかり密閉し、夏期は1週間、冬期1か月程度保管後に処分(図4))。

(2)栽培管理ができないほ場及び栽培を終えたほ場は、可能な限り早く作物を処分する。

(3)露地栽培では、産卵を防ぐために果実の袋がけを行う。

(4)施設栽培では側面、天窓、出入口に目合い1.6mm以下の防虫ネットを設置し、出入口は二重カーテンを設置する。被覆ビニールおよびネット等の破損部分は直ちに補修する。

(5)ほ場周辺にあるウリ科等の野生寄主植物を除去する。

(6)植物防疫法第29条にもとづき、セグロウリミバエに使用できる薬剤を使用する。

4 その他

植物防疫法第29条で使用できる農薬および植物防疫法第17条に基づく緊急防除の内容(対象植物、移動検査等)については、「セグロウリミバエまん延防止対策」及び農林水産省のホームページをご確認ください。



図1 他のミバエ類との比較



図2 幼虫による赤毛瓜(モウヰ)の被害



図3 幼虫によるゴーヤーの被害(矢印は幼虫)



図4 ビニール袋による残さ物の密閉の仕方

○セグロウリミバエのまん延防止対策 (沖縄県 HP)
<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nogyo/1023603/1034041.html>



○緊急防除について (農林水産省 HP)
https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/kinkyuu/kinkyuuboujo.html

★詳しくは沖縄県病害虫防除技術センターにお問い合わせ下さい★
 TEL: (本所) 098-886-3880、(宮古駐在) 0980-73-2634、(八重山駐在) 0980-82-4933
 ホームページアドレス: <https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nogyo/1010700/index.html>

